NPO かけはし　規約

第1章　総則

（名称）

第１条　この団体を NPO かけはしとする。

（事務所）

第２条　この団体の事務所を NPO かけはし代表宅とする。

第2章　目的及び事業

（目的）

第３条　この団体は、カンボジアバッタンバン州にある児童養護施設 HOC（ホープオブチルドレン）と日本人マザー岩田亮子氏に対して、寄付付き支援商品やイベント等の売上の一部を寄付することで、貧困などから始まる負の連鎖を断ち切り、こども達の自立支援を助けることに寄与することを目的とする。

この団体は、名古屋市西区枇杷島学区及びその周辺地域を中心に地域の様々なこども、住民の方、その周辺地域の方などを対象に、かけはしこども食堂・わくわく体験コーナー事業を通してこどもを見守り育てていく拠点を作り、こどもの新しい学びや体験をサポートし、地域を巻き込んだ循環支援の場作りに寄与することを目的とする。様々なこども（中高生を中心に小学生、大学生を含む学生）の地域の居場所や強みを活かしたチャレンジの場としてわくわく体験コーナーの場を提供し、こどもが様々に人と繋がり多様な体験を持つことで仲間づくりや人間性・社会性を身に付けることに寄与することを目的とする。

この団体は障害の有無、年齢性別、国籍と関係なく皆が繋がり交流できる場を提供する。

この団体は、講師派遣事業として学校や教育機関等へスマホ依存防止やキャリア教育支援を目的として講師を派遣する。

この団体は、ユニバーサルスポーツをユニバーサルスポーツの精神に則り、年齢や国籍、障害の有無に関わらず皆が一緒に楽しめることができることを目的に、イベントの企画や普及活動を行う。

（事業）

第４条　この団体は、その目的を達成するため次の事業を行う。

① HOC 支援事業

② こども食堂・わくわく体験コーナー事業

③ 講師派遣事業

④ ユニバーサルスポーツ事業

第3章　役員及び構成員

（役員）

第５条　この団体に次の役員をおく。

代表１名　　副代表１名

会計１名　　監事２名

ユニバーサルスポーツ事業部については以下を役員とする。

代表　　坂本雅史（初級パラスポーツ指導員）

副代表　石黒芳樹（初級パラスポーツ指導員）

富岡ひとみ（保健師・看護師）

（構成員）

第６条　この団体の構成員は、規約第３条の目的に賛同する人をもって組織する。

第4章　運営、規約改正、禁止行為について

（運営）

第７条　この団体の運営は役員及び理事によって行う。年 1 回年度末に活動報告及び会計報告をまとめ報告を行う。また次年度事業計画についても合わせて報告を行う。運営についての変更等については役員及び理事の 3 分の２以上の賛成をもって決定する。

（規約改正）

第８条　この団体の規約は、役員及び理事の 3 分の２以上の賛成をもって改正することができる。

（禁止行為）

第９条　この団体の活動や企画した交流会等において、宗教的な勧誘や政治活動その他営業活動を禁止する。代表、副代表両者の許可なく団体の名前を使用してのイベント等の企画、物品販売を禁止する。違反した行為があった場合は以後団体の活動への参加を禁止する。

（設立年月日）

第 10 条　本団体の設立年月日は、令和３年３月３日とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

附則

① 団体の役員は次の者とする。

代表　富岡ひとみ　名古屋市西区

副代表　坂本雅史　　名古屋市南区

会計　野脇美奈　　名古屋市中村区

監事　石黒芳樹　　横浜市戸塚区

監事　　熊澤奈々　　名古屋市西区

この規約は令和 3 年 3 月 3 日から運用する。

② 令和 4 年 3 月 31 日付で規約一部改正。

③ 令和 5 年 3 月 1 日付で規約一部改正。

④ 令和 5 年 4 月 1 日付で規約一部改正。

⑤ 令和 6 年 4 月 1 日付で規約一部改正

⑥ 令和 7 年 4 月 1 日付で規約一部改正